

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	「道路交通法施行規則の一部を改正 する内閣府令案」について	令和 8 年 7 月 23 日 交 通 局
1 改正の内容 ○ 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第59号）の施行により、本年 6 月から、在留カード又は特別永住者証明書に個人番号カードとしての機能が付加された特定在留カード等の運用が開始されるところ、特定在留カード等は、個人番号カードと同様、運転経歴情報を記録し、運転経歴情報記録個人番号カードとして利用することが可能。 ○ 現行の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）では、運転経歴情報の抹消を受ける義務に関する規定において、当該義務が免除される場合として、運転経歴情報記録個人番号カードを「住所地市町村長」に返納した場合を規定している。今般、特定在留カード等の運用開始に伴い、その返納先を出入国在留管理庁長官とするなどの改正が行われたことから、特定在留カード等を出入国在留管理庁長官に返納した場合等についても同様に上記義務が免除されることとする。 2 意見公募手続の実施結果 令和 8 年 6 月 12 日（金）から同年 7 月 11 日（土）までの間、意見公募手続を実施した結果、14 件の意見が寄せられた。 3 今後の予定 公布及び施行：令和 8 年 7 月 31 日（金）		

公安委員会 説明資料No. 2	「警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案」に対する意見の募集について	令和8年7月23日 サイバー警察局
1 趣旨 「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第43号。以下「整備法」という。）による改正後の警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）」の施行に伴う国家公安委員会規則の制定に当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの。 2 期間 令和8年7月24日（金）から令和8年8月22日（土）まで（30日間） 3 規則案の概要 (1) 管理者への通知（第2条関係） 管理者への通知は、電子メールを送信する方法その他の方法により行うものとする等と定める。 (2) 関東管区警察局長による報告等（第3条関係） 関東管区警察局長は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁長官（以下「長官」という。）に報告しなければならないこと等を定める。 (3) 警察本部長による報告等（第4条関係） 警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに長官に報告しなければならないこと等を定める。 (4) サイバー危害防止処置の記録（第5条関係） サイバー危害防止措置執行官は、サイバー危害防止処置の状況を書面又は電磁的記録媒体に記録しなければならないこと等を定める。 (5) 合同処理（第6条関係） 関係都道府県警察の警察本部長は、警察法（昭和29年法律第162号）第61条の2第1項の規定により、合同処理を行わせる場合は、合同処理に係る都道府県警察、合同処理に係る事案等をその内容に含む協定を締結しなければならないこと等を定める。 (6) 国家公安委員会への報告等（第7条関係） 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、関東管区警察局及び都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施に関し、法第6条の2第4項の承認の求め及び法第6条の2第9項の規定による通知並びに当該承認のそれぞれの件数及び概要等を報告するものとする等と定める。 4 施行期日 整備法の施行の日（令和8年10月1日）		

1 開催日時等

- 開催日時：令和8年7月28日（火）
- 構成員：全閣僚

2 会議の内容

「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」の決定

(1) 同対策決定の背景

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、特殊詐欺等の対策に取り組んできたところであるが、特殊詐欺の被害情勢は依然として極めて危機的な状況にある。

また、ストーカー被害に遭っていた女性が殺害されるという痛ましい事案が発生しており、ストーカー対策についても被害者の安全を確保するための新たな枠組みが必要である。

これらを踏まえ、政府として緊急に実施する対策を取りまとめるもの。

(2) 同対策の主な取組

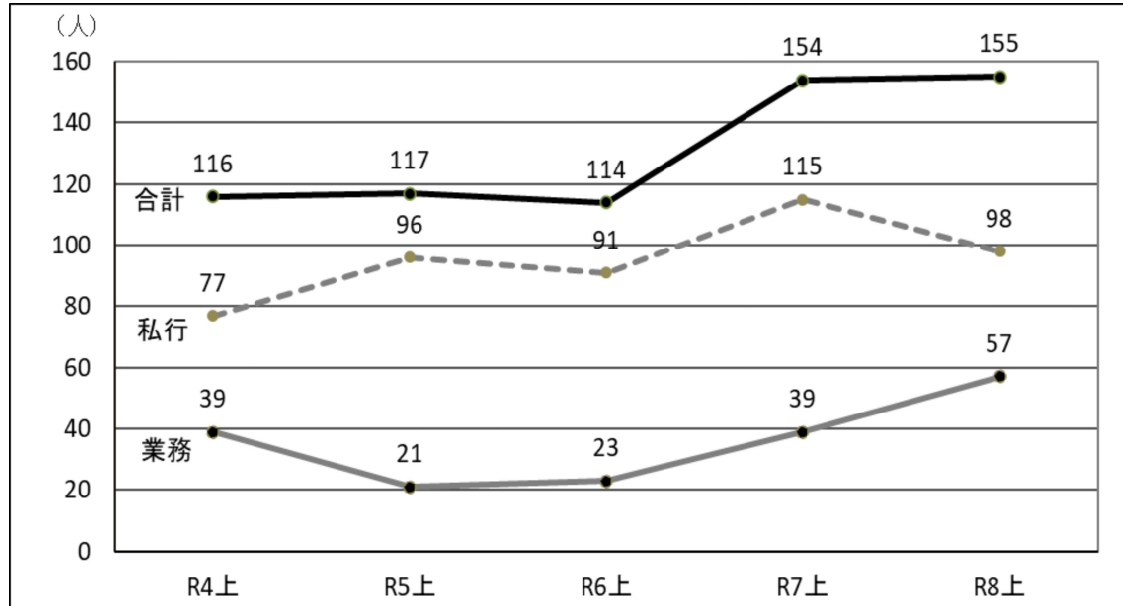
ア 特殊詐欺対策

- ・ 警察と金融機関との間における官民協働型枠組みの構築に向けた取組等の加速
- ・ 警察庁推奨アプリの詐欺対策機能の高度化に関する取組の推進
- ・ 著名人なりすまし型偽広告等への対策の更なる強化
- ・ 匿名性の高い通信アプリの通信内容等を迅速に把握するための検討の加速

イ ストーカー対策

- ・ 一定の加害者へのGPS機器装着等の新たな被害者保護措置の導入に関する検討の推進
- ・ 一定の加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入に関する検討の推進

1 懲戒処分者数の推移（上半期）



2 事由・処分別

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
職 務 放 棄 ・ 懈 怠 等		6	5	4	15 (+3)
被 疑 者 事 故 等	2	4	4		10 (+9)
情 報 管 理 ・ 取 扱 不 適 切					0 (±0)
職 権 濫 用 ・ 収 賄 供 応 等	1	1	4		6 (+2)
犯 人 隠 避 等		1	1		2 (+2)
公 文 書 偽 造 ・ 毀 棄、証 拠 隠 滅 等	1	6	2	2	11 (+4)
物 品 管 理 不 適 切 等				1	1 (+1)
そ の 他 勤 務 規 律 違 反 等			9	1	10 (±0)
暴 行 ・ 傷 害 等	1	1	4	1	7 (+1)
窃 盗 ・ 詐 欺 ・ 横 領 等	4	8	9		21 (-15)
交 通 事 故 ・ 違 反	4	5	10	4	23 (-2)
異 性 関 係	8	9	23	3	43 (-3)
そ の 他 法 令 違 反 等	1	2	1	2	6 (-1)
監 督 責 任					0 (±0)
計	22 (+2)	43 (-8)	72 (+5)	18 (+2)	155 (+1)

※（ ）内は前年同期比を示す

令和8年上半期の懲戒処分者数

区 分		免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計 : 前年比	
警 察 庁 北 海 道		2	1	2		5	+2
				4	1	5	-2
東 北	青 森	1	1	1		3	-1
	岩 手		1			1	-2
	宮 城			2		2	+2
	秋 田			1		1	±0
	山 形					0	±0
	福 島	1	1	1	3	6	+6
	計	2	3	5	3	13	+5
警 視 庁		2	2	4	1	9	-6
関 東	茨 城			1		1	±0
	栃 木		1	2	1	4	+4
	群 馬		1	1		2	±0
	埼 玉	1		1	1	3	-4
	千 葉	1	1	2		4	+4
	神奈川	1	7	3	1	12	-5
	新 潟		1	1		2	+1
	山 梨		1	2		3	+1
	長 野	1	1	2		4	+2
	静 岡	1		1		2	-3
	計	5	13	16	3	37	±0
中 部	富 山		1			1	-2
	石 川		1			1	±0
	福 井			1		1	±0
	岐 阜					0	±0
	愛 知		4	4	1	9	+5
	三 重	2				2	-1
	計	2	6	5	1	14	+2
近 畿	滋 賀			2		2	+1
	京 都		1	1		2	-1
	大 阪	5	10	10	2	27	+13
	兵 庫	1	1	2	1	5	-15
	奈 良			4		4	+2
	和歌山			1	1	2	+2
	計	6	12	20	4	42	+2
中 国	鳥 取		1	1		2	-1
	島 根			1		1	+1
	岡 山	1		2	1	4	+3
	広 島	1		3		4	+2
	山 口		1	1		2	-2
	計	2	2	8	1	13	+3
四 国	徳 島			1		1	±0
	香 川		1	1		2	+2
	愛 媛			1	1	2	+2
	高 知	1				1	±0
	計	1	1	3	1	6	+4
九 州	福 岡		1	2		3	±0
	佐 賀		1	1	1	3	+3
	長 崎					0	-5
	熊 本					0	-4
	大 分					0	-1
	宮 崎			2	1	3	+1
	鹿 児 島					0	-4
	沖 縄		1		1	2	+1
	計	0	3	5	3	11	-9
合 計		22	43	72	18	155	+1

※ 附属機関及び地方機関の職員並びに地方警務官については警察庁の欄に計上

公 安 委 員 会	「 ス ト ー カ ー 総 合 対 策 」	令 和 8 年 7 月 2 3 日
説明資料No. 5	の 改 訂 に つ い て	生 活 安 全 局

1 ストーカー総合対策

ストーカー対策について、関係機関等が連携して取組を推進するための総合的な対策をとりまとめたもの。

2 改訂の背景

令和7年にストーカー規制法が改正されたほか、「第6次男女共同参画基本計画」、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」及び「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」等において、ストーカー事案への対策の推進等が盛り込まれた。また、ストーカー事案等の相談等件数は高水準で推移していることに加え、本年3月には、ストーカー被害に遭っていた女性が殺害されるという事案も発生するなど、引き続き厳しい状況にある。

こうしたことを踏まえ、関係省庁において本対策を改訂し、社会全体でストーカー対策をより一層強力に推進することとしたもの。

3 主な改訂点

(1) 被害者等からの相談対応の充実等

- ストーカー行為等をするおそれがある者に対して被害者に係る一定の情報の提供を行わないよう要請
- 被害者に対する援助の努力義務の主体として被害者を雇用する者や就学する学校の長がストーカー規制法に規定されたことについて周知を実施
- 一定の加害者へのGPS機器装着等の新たな被害者保護措置の導入に関する検討の推進

(2) 加害者対策の推進

- 公認心理師協会からのカウンセラーの派遣等、関係機関・団体との連携の推進
- 加害者の治療・カウンセリングの受診率等を向上させる方法等について、関係省庁が連携した研究の実施
- 一定の加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入に関する検討の推進

4 今後のスケジュール

7月28日（火） ストーカー総合対策関係省庁会議